

平成 29 年 1 月

広島県自転車競技連盟
事務局 戸高 圭一

平成 29 年度(2017)登録について

日頃より本連盟の諸事業の遂行に格別なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年(2017 年)の競技者・審判員・チームアテンダント登録についてご案内いたします。
今回は大きな変更がありますので、以下の点を十分注意のうえ手続きをお願い申し上げます。

登録期間について

<競技者登録・審判員登録・チームアテンダント>

●継続登録受付期間(2016 年度登録をされている方)

平成 29 年(2017 年) 2 月 1 日(水)12:00 ~ 3 月 30 日(木)15:00 入力分まで

※競技者登録: 4 月 1 日以降の処理は再登録となり登録料も違ってきますのでご注意ください。

●新規・再登録受付期間(上記以外の方)

平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日(土)~

登録申請方法について

2 つの方法がありますので、どちらかで申請してください。【継続申請フロー】参照。

●方法 1 申請書(2 枚綴り)と登録料を事務局へ郵送。

JCF ウェブサイトから、申請用紙をダウンロードしてください。

※今回から複写式の用紙は郵送いたしません。

※氏名のローマ字は「パスポート」などと統一するようにしてください。

※顔写真の入力を希望される場合は、顔写真のデータを送ってください。

●方法 2 専用インターネットサイトによる申請、登録料支払い。

未成年競技者における親権者からのドーピング検査に対する同意書の提出について

2015 年より提出が求められておりますが、一度ご提出いただいた方は、満 20 歳まで親権者が変わらない限りは有効ですので再度提出の必要はありません。詳しくは JCF ウェブサイトをご覧ください。

登録料について

※JCF ウェブサイトに記載されている登録料とは異なります。

	継続	新規 再登録
競技者 19歳以上	4,000円	4,750円
競技者 ジュニア暦年で17-18歳	2,870円	3,250円
競技者 U17 暦年で15-16歳	2,370円	2,750円
競技者 U15 暦年で13-14歳	2,000円	2,370円
競技者 12歳以下	1,620円	1,620円
審判員	2,000円	2,000円
チームアテンダント	2,000円	2,000円

※ 平成29年(2017年)12月31日までに達する年齢基準*(暦年)です。

国際ライセンス発行手数料 10,000円

登録証の発行

登録証は申請方法に関わらず、カード発行委託先より申請者個人へ書留で郵送します。
このため、今までよりも手元に届くまでに時間がかかります。早めの手続きをお願いします。

不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

事務局 〒732-0006 広島市東区戸坂桜西町 4-29 戸高 圭一
Fax 082-562-2565 E-mail hiroshima.cf.jimu@gmail.com

JCF平成29年度(2017)登録証(ライセンス)について

主な変更点

有効期間	平成29年4月1日から平成29年12月31日まで。次年度以降は1月1日から12月31日までの有効期間に移行します。
有効範囲	有効な国内ライセンスを保有していれば、日本国内で開催される国際大会に参加することができます。
カテゴリ	カテゴリが標記されます。
登録料	平成28年度登録証の有効期間が3月末まで有る為、平成29年度の登録料は暫定的に概ね3/4年分となっています。但し各加盟団体により登録料は異なります。
登録料支払 登録方法	インターネットによる申請ではクレジットカード、コンビニ決済がご利用頂けます。従来の申請用紙による加盟団体を通じての方法に加えて、PCやスマートフォン等でインターネットを利用した個人登録が加わります、申請者は2つの申請方法を選択できますが、手にするライセンスカードは同一の物です。
登録証形態	紙製だった登録証は樹脂製のカードに変わります。
登録証発行 登録の承認	登録証は申請方法に関わらず、カード発行委託先より申請者個人へ書留で郵送します。インターネットを利用した申請は各加盟団体の承認の後に発行処理に移行します。 (今回の継続申請は除く)

継 続

申請期間	平成29年2月1日正午12:00から平成29年3月30日午後3:00まで
対象種別	選手、審判員、チームアテンダント ※ 詳細は【継続申請フロー】をご確認下さい。

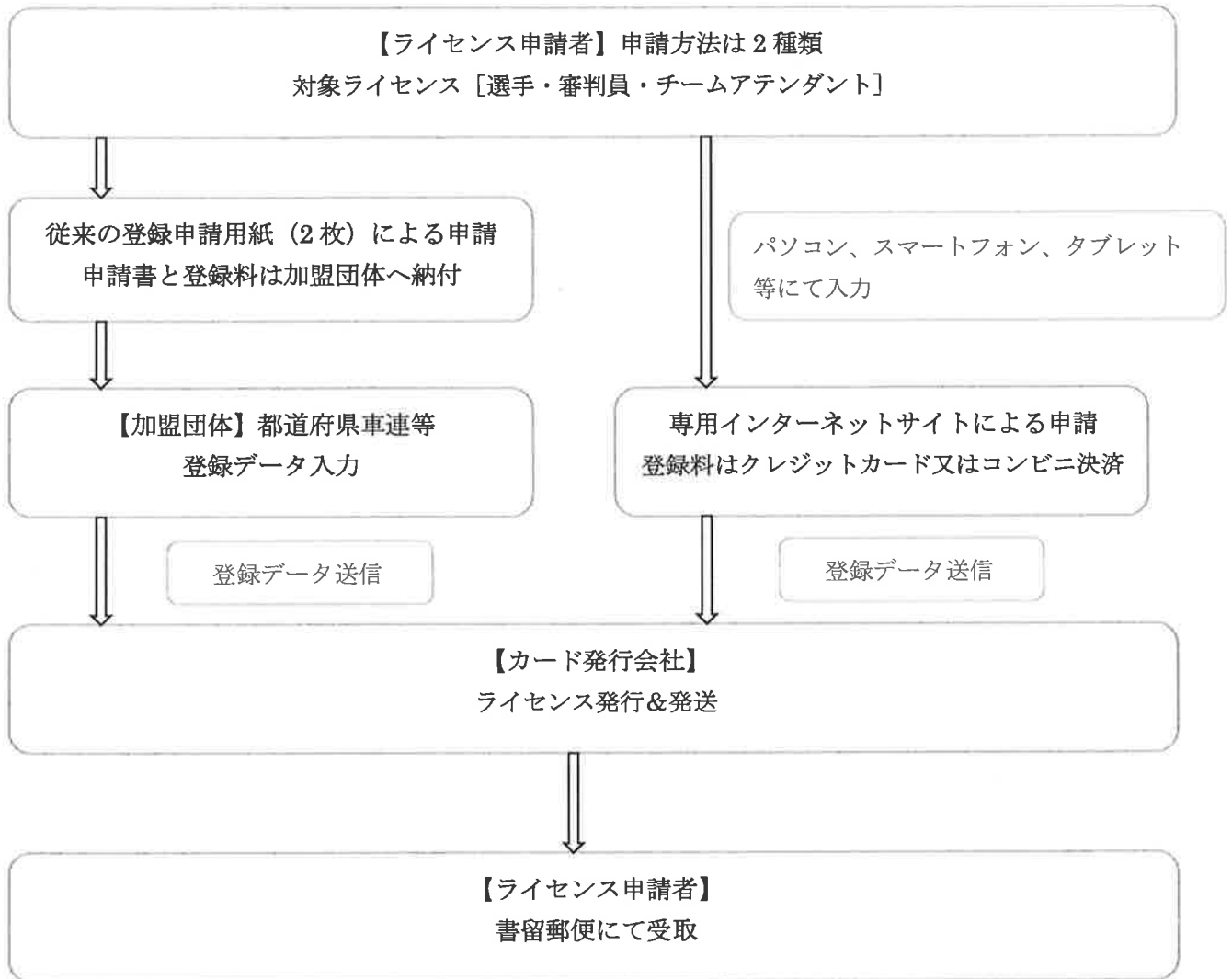
新規登録

(再登録) 平成29年4月1日より開始
(詳細については追って告知しますが、継続更新とほぼ同様です)

その他

登録地変更	登録地(加盟団体)を変更する場合は、現加盟団体で登録抹消をしてもらい、その後に新たな加盟団体に再登録申請をします。登録番号下7桁は変わりませんので申請書にご記載下さい。
再発行	再発行は現在のところ各加盟団体から行います。手数料は3,000円～となります。
写真	顔写真については必須ではありませんが、希望する場合は規定に沿って申請をして下さい。具体的な方法についてはインターネットサイト内でご確認下さい。
保険	選手登録に付帯する保険は従来通り継続します。 JCF 競技者登録に付帯する「賠償責任保険」について http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2016/04/img-408101209.pdf
未成年者同意書	まだ提出をしていない未成年選手は同意書を提出してください。 http://jcf.or.jp/?p=42324

平成 29 年度 J C F 登録ライセンス（登録証）継続申請フロー



- ▶ 平成 29 年度 (2017 年) ライセンス (登録証) の継続更新方法が 2 種類になります。
- ▶ 従来の加盟団体を通じての継続更新は平成 29 年 2 月 1 日より 3 月 30 日まで所定の申請用紙にて受け付けます。登録料は各加盟団体で設定された金額を加盟団体へ納付してください。詳しくは各加盟団体へお問合せ下さい。申請用紙はコチラ http://jcf.or.jp/?page_id=252
- ▶ 加盟団体に申請した場合でもライセンス (登録証) はカード発行会社より申請者へ直送されます。
- ▶ 専用サイト (<https://jcf.tstar.jp/>) による継続更新は 2 月 1 日正午 12:00 より 3 月 30 日 15:00 まで受け付けます。クレジットカード又はコンビニ (期限内に支払いをお済ませ下さい) 決済をご利用できます。
- ▶ 4 月初旬からライセンスを使用する場合は予め早めの申請をお勧めします。概ね 3 月 10 日までに申請を完了すると 3 月中にお手元に届く予定です。
- ▶ インターネットによる継続更新は現在登録している加盟団体にのみ申請が可能です。
- ▶ インターネットによる継続更新はライセンス種別毎&1 名毎の登録処理となります。
- ▶ ライセンスは紙製から樹脂製に変更となります。
- ▶ ライセンス再発行費用は 3,000 円～ (加盟団体によって異なる) です。審判員講習会を受講される方はご注意ください。(現状、再発行できるのは加盟団体経由のみです)